

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和6年9月9日（月曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後1時26分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出 席 委 員 （7名）	委 員 長 星見 健蔵 副 委 員 長 秋山 智博 委 員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	加嶋辰史議員		
事 務 局 職 員	局 長 補 佐 毛 利 元 議 事 係 主 事 福 田 佳 菜		
出 席 説 明 員	【福祉部】 福 祉 部 長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 地域福祉課指導監査室長 山形 孝史 地域福祉課指導監査室長補佐 松田 珠美 長寿社会課長 松 本 縁 長寿社会課課長補佐 増田 和人 長寿社会課ねりんピック推進室長 小谷 昇一 障がい福祉課長 栢谷 承文 障がい福祉課課長補佐 太田 信一 生活福祉課長 西垣 隆司 生活福祉課課長補佐 谷村 彰彦 次長兼保険年金課長 池上 朱美 保険年金課課長補佐 藤本 嘉宏 【健康こども部】 健康こども部長 竹内 一敏 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 幼児保育課課長補佐 岡本 芳奈 こども家庭センター所長 森田 誠一 こども家庭センター所長補佐 山 根 径 保健所副所長兼保健総務課長 光浪佐紀子 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 保健医療課長 雁長 悦子 保健医療課課長補佐 竹内 大 健康づくり推進課長 西尾 靖子 健康づくり推進課課長補佐 初田 亮平		
傍 聴 者	2人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

- ◆**星見健蔵委員長** 皆さんおはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおりです。今回、市立病院の議案がないため、福祉部、健康こども部の議案説明を行いたいと思います。

【福祉部】

- ◆**星見健蔵委員長** それでは福祉部の議案説明に入ります前に蔵増福祉部長より御挨拶をいただきたいと思います。蔵増部長。

○**蔵増祐子福祉部長** はい。おはようございます。福祉部の蔵増でございます。本日はよろしく願いいたします。今定例会に提出をさせていただいております福祉部に係る案件は、議案が7件、その他の報告が3件でございます。議案第93号は令和6年度鳥取市一般会計補正予算でございまして、このうち、福祉部に所管する内容といたしましては、主なものでございますが、新たに低所得となりました世帯に対する支援給付金事業といたしまして1億275万円、介護関連施設の整備等の経費といたしまして4,848万1,000円、また、アルツハイマー病治療薬補助金といたしまして2,318万円、そして、法改正等に伴う生活保護システムの改修経費といたしまして232万円を計上をさせていただいております。これら総額1億6,063万4,000円の増額補正予算を計上させていただいております。

また、債務負担行為といたしまして福祉総合窓口業務等包括委託事業費と、それから5つの施設を指定管理者に委託をします管理運営費につきましても提案をさせていただいております。議案第94号は国民健康保険費特別会計補正予算でございます。これは佐治診療所へのオンライン診療の導入に必要な経費といたしまして、48万1,000円を増額補正予算として計上をさせていただいております。議案第95号は、介護保険費特別会計補正予算でございます。令和5年度の介護保険給付費の事業費確定に伴う補正予算など、総額7億8,922万円の増額補正予算を計上させていただいております。

次に議案第103号、108号、109号はそれぞれ条例を一部改正させていただく議案でございます。議案第103号はマイナンバーによる庁内連携を可能にするほか、生活保護法の改正に伴い、所要の整理を行うために、鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を一部改正するものでございます。議案第108号は介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、地域包括支援センターにおける職員配置を柔軟化するほか、その他所要の整理を行うために、鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護の予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を一部改正するものでございます。

議案第109号につきましては、国民健康保険法の一部改正等に伴いまして、被保険者証及び国民健康保険料に係る所要の整理を行うために、鳥取市国民健康保険条例を一部改正するものでございます。議案第113号につきましては、地方自治法第291条の11の規定によりまして、鳥取県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更するための協議についての議決を得るものでございます。また、その他の報告といたしまして3件を報告させていただきます。詳細につ

きましては担当課長より御説明を申し上げます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）について説明

◆**星見健蔵委員長** はい、御挨拶いただきました。それでは早速、議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について、執行部、説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内でございます。そうしますと議案第93号令和6年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分ということで御説明をさせていただきます。用います資料のほうは事業別概要のほうで御説明いたしますので、御準備のほうよろしくをお願いいたします。はい。この事業別概要24ページ上段でございます。地域の「話し愛・支え愛」推進事業費、補正額が1万円ということでございます。これは6年度の事業費の変更というものではございませんで、令和5年度重層的支援体制整備事業費交付金のいわゆる実績報告に伴う精算ということで1万円の返還金が生じたということでございます。同じページの下段、地域福祉相談センター事業費、これにつきましても令和5年度重層的支援体制整備事業費交付金の実績に伴います確定に伴う返還金ということで、国のほうが21万6,000円、県のほうが10万8,000円、合わせて32万4,000円の返還ということで補正の要求をさせていただいております。

続きまして25ページになります。上段、令和6年度新たに低所得になった世帯への支援給付金事業費（物価高騰対応臨時交付金）でございます。これにつきましては当初予算におきまして計上し、予算つけていただいておりますけれども、まず、この対象者につきましては、令和5年度がいわゆる所得割の課税世帯が令和6年度に新たに非課税であるとか、均等割のみの世帯になった方を対象に給付するものでございまして、当初予算計上時にはまだ6年度の課税状況が分かりませんでしたので、4年度～5年度の変化、これを見込みまして当初予算を計上させていただいております。その際が、住民税非課税世帯が1,400世帯、均等割のみ課税世帯が1,100世帯、合わせて2,500世帯と見込んでおったんですが、実際に6年度の課税状況が判明した時点で算定いたしますと非課税世帯が2,200世帯、均等割のみ課税世帯が1,080世帯と合わせて3,300世帯ということで800世帯の増加ということが判明いたしました。また、これに伴いまして、それぞれの世帯内のいわゆる18歳以下の児童数、これも当初予算時は合わせて355人だったものが810人ということで455人の増ということが判明いたしましたので、このたび補正予算のほう計上させていただくものです。金額のほうは1億2,750万円ということでございます。

なお、今現在、一番下の欄に支給開始が7月11日からということで支給を行っておるんですが、今週9月12日の支払い予定を含めると今現在2,851世帯、子供の人数は723人が支給済みというような内容になってございます。

続きまして債務負担についての御説明をさせていただきます。同じくこの事業別概要書63ページのほうお開きいただけませんでしょうか。はい。この債務負担行為の概要ということで、

事業名といたしましては福祉総合窓口業務等包括委託事業費となっております。限度額につきましては3億2,476万3,000円、期間としては令和7年度～9年度までの3年間、財源内訳としては全て一般財源ということでございます。事業の目的でございます。福祉関係の手続を部署を越えてワンストップで対応する福祉総合窓口、これは平成31年4月から設置をしております。この窓口におきまして質の高い市民サービスを効率的かつ安定的に推進していくために、部署を横断した形で包括的に業務委託を行っているものでございます。

事業の内容でございます。このたびの包括委託の期間は令和7年4月～令和10年3月の3年間と予定をしております。委託場所は鳥取市役所本庁舎、業務内容につきましては、ここに記載しております12の業務がございます。そのうち、この行の下から2行目に書いてございます中央包括支援センターの窓口対応業務、それとその次の託児室等運營業務、これを新たな業務として包括委託に加えておりまして、合計12の業務ということでございます。これまでの関連する取組といたしまして、先ほど申しました平成31年4月に駅南庁舎においてこの包括業務委託を開始しております。令和元年10月にはこの新本庁舎の移転に伴いまして委託をしております。これが令和4年3月まででございます。令和4年4月にはまた、新たな業務委託ということで更新をいたしまして、今現在の7年3月31日までという期間になってございます。

今後の取組といたしましては、今議会で債務負担行為の議決をいただきましたら、10月にはいわゆる公募、プロポーザル、こういったことを実施いたしまして、11月には選定委員会を開催し、委託業者の選定を行い、年が明けましたら1月には委託契約を締結し、来年4月の業務開始ということで進めていきたいというふうに考えております。地域福祉課の説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。では、長寿社会課所管の部分の予算について説明させていただきます。事業別概要の25ページ下段になります。地域介護・福祉空間整備等補助金についてです。補正額は4,595万円です。これは国の地域介護・福祉空間整備等交付金を活用して、本市における介護施設等の防災・減災対策を進める事業となります。この事業は5月、この6年の5月に介護事業者から整備の意向をお聞きしまして実施するもので、今回2事業所の整備について必要となる補助金の額を計上しております。1つは認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業としまして、グループホーム風紋館の整備に対する補助金として773万円、財源は国が10分の10となります。整備の内容は老朽化による不具合が発生している給油設備の地下タンク改造の工事となります。

2つ目は高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業としまして、特別養護老人ホームなりすなの整備に対する補助金として3,822万円です。財源は国が2分の1、県と市が各4分の1ずつです。整備の内容は大規模な停電時でも事業が継続できるように、非常用自家発電設備を整備されるものです。

続いて26ページ上段になります。地域医療介護総合確保事業補助金です。補正額は253万1,000円です。これは鳥取県の地域医療介護総合確保基金補助金を活用しまして、本市における介護施設等の整備を行うものです。この事業は昨年度、当初予算の時期に、事業者へ整備の

意向をお伺いしまして、必要な補助金の額を当初の予算で計上していたところですが、その後、事業者の整備費の増加ですとか、県の補助要綱が改正されまして補助単価が増額改定されたこと、それから事業者の整備の取りやめ等がありまして、予算に不足額が生じたので今回補正させていただくものです。

続いて同じページの下段、アルツハイマー病治療薬補助金です。アルツハイマー病治療薬補助金につきましては、補正額は231万8,000円です。令和5年12月に軽度の認知症の進行を抑制できるレカネマブが保険適用の治療薬として承認されたところですが、この治療には標準的な治療期間として18か月と長く、治療費が高額になります。そのため、検査や治療に要する経費を補助しまして、生活負担の軽減を図って早期の受診や治療につなげたいと考えているところです。

補助の概要としましては1人生涯で40万円を上限としています。検査のみの場合は自己負担の10分の10を補助します。今回これに要する経費として45万円を計上しています。検査と治療の場合は自己負担額の2分の1を補助します。これに要する経費として今回164万2,500円を予算計上しております。補助金の財源の負担割合は県と市で2分の1ずつです。対象人数ですが、推計値となりますが、本市の認知症有病者数の実績に基づく推計値や製薬会社が公表している検査から治療につながる人の割合などから人数を推計しまして、検査のみの方として10名、検査と治療の方として10名と各10名ずつで合計20名を見込んでいます。

続いて27ページ上段を御覧ください。過年度分国庫支出金等返還金です。補正額は443万1,000円です。これは、国・県からの令和5年度重層的支援体制整備事業交付金につきまして、事業の実績による額の確定に伴い生じた返還金となります。内訳としましては国の返還金が293万6,000円、県の返還金が149万5,000円となります。続きまして債務負担行為の概要について説明させていただきます。同じく事業別概要の64ページからになりますが、この後、64ページ～68ページまでが長寿社会課になります。予算書のほうでは50ページ～51ページに記載しているものです。全て長寿社会課が所管する施設につきまして指定管理者制度に基づき、指定管理者の委託に係る施設の管理運営費となります。全てのものにつきまして期間は令和7年度～11年度を設定しています。

まず、初めに64ページを御覧ください。鳥取市青谷町高齢者生活福祉センターの管理運営費です。債務負担の限度額は8,753万4,000円です。表の中にこれまでの関連する取組という項目のところに前回の債務負担額が記載してありますが、今回は人件費を増額したことによりまして692万4,000円、前回よりも限度額が増額となっています。この施設の業務は事業内容の2に記載してあるとおり、施設の維持管理のほかに自立した生活に不安がある高齢者に居住の提供を行うといった福祉施設となりますので、鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱に定める基準によりまして、職員の頻繁な交代が適当ではないということから公募ではなくて指名による募集区分で候補者の選考を行います。指定は現在の指定管理者である社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会を予定しているところです。続いて次のページの65ページ、鳥取市佐治町老人福祉センター及び鳥取市鹿野町老人福祉センターしかの和泉荘の管理運営費です。債務負担の限度額は9,863万5,000円です。債務負担の限度額につきましては

人件費、修繕費などの増額によりまして、前回より1,147万円増額となっているところです。この施設の業務は施設の維持管理のほか、高齢者の各種相談、健康増進などを行う福祉施設でありますので、先ほどと同じ基準によりまして、公募によらない指名による募集区分で候補者の選考を行います。指定は現在の指定管理者である社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会を予定しているところです。

続いて66ページを御覧ください。鳥取市総合福祉センター、これはさざんか会館と高齢者福祉センターになります、の管理運営費です。債務負担の限度額は3億2,917万3,000円です。限度額につきましては人件費、光熱水費などを増額しまして、前回より2,620万3,000円増額としているところです。この施設の業務は施設の維持管理、センターの貸館と利用に関する業務を行うもので、公募による募集区分で候補者の選考を行います。現在の指定管理者は公募により選考された株式会社さんびるです。

続きまして67ページ、鳥取市福部町ホッスイミングプール及び鳥取市福部砂丘温泉ふれあい会館の管理運営費です。債務負担の限度額は2億6,496万7,000円です。この限度額につきましては人件費、光熱水費、修繕費などを増額しまして、前回の債務負担額よりも8,232万2,000円増額となっています。この施設の業務は施設の維持管理のほか、プールや温泉の利用に関する業務を行うものです。公募による募集区分で候補者の選考を行います。現在の指定管理者は公募により選考された株式会社NSIです。

続きまして68ページを御覧ください。鳥取市湯谷荘の管理運営費です。債務負担の限度額は5,945万円です。この施設につきましては令和6年度の1年間、施設の有効活用を検討するというので、サウナやキャンプなど既存の温泉施設の利用促進につながる取組を実験的に行うということで、令和5年度までの指定管理者であった株式会社風土資産研究会を指名により選考しまして、指定管理者として管理運営を現在行っているところです。残り指定管理者としての期間が半年ぐらいございますので、実験的に行っていました事業の利用者の増ですとか、収支改善の効果の最終的な検証はまだできていない状況ですけども、駐車場や建物の周りの敷地等を活用した取組を継続的に実施することで、より一層、利用者増につながるという可能性が見込まれるところです。このたび、この取組等を踏まえまして令和7年度～令和11年度、5年間を期間としまして、公募による募集区分で指定管理者の候補者の選考を行いたいと考えているところです。なお、債務負担の限度額につきましては、人件費や光熱水費などを増額しておりまして、例えば令和6年度の1年間の指定管理料を5年間継続した場合よりも567万円増額になっているところです。

以上が長寿社会課の債務負担行為の概要になりますが、これらの施設につきましては、今回の議会で債務負担行為の議決を得た後、12月の指定議決を経て3月中に基本協定書を締結するという予定になります。以上です。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。それでは生活福祉課の事業について御説明いたします。事業別概要は戻っていただきまして27ページでございます。27ページ下段、生活保護システムの改修経費でございます。事業費は232万円、財源内訳ですが、国費が105

万円で残りは一般財源でございます。後ほど議案第 103 号の条例の一部改正の際にも同様な案件で御説明いたしますが、生活保護世帯における高校生に対する支援ということで、今までは大学等への進学を支援するため、新生活を立ち上げるに当たり、必要な費用に充てるための一時金として進学準備給付金という制度がありましたが、一方で、高校を卒業して就職する際には新生活の立ち上げ費用を支援する仕組みがございませんでした。そのため、このたびの法改正により、自立助長を図るため、高校卒業後、就職して自立する子に対して就職準備給付金を支給することとなり、名称も進学準備給付金から進学・就職準備給付金に改められました。

また、生活保護受給中に安定した職業に就いたことにより、生活保護から自立した直後は新たに社会保険料等の負担が生じることから不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するため、就労自立給付金を支給しておりますが、このたび就労開始から早期に自立した場合には手厚い給付を行うことに改められました。そのため、現在、使用している生活保護システムの改修が必要となり、このたび増額補正をお願いするものでございます。以上で福祉部の一般会計の説明を終わります。

◆**星見健蔵委員長** はい、それぞれ御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** 聞き漏らしました。25 ページの地域福祉課の 18 歳以下の対象者数、今は 860 というのは、予算でしとった数かな。それがちょっと聞き漏らしたので教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。岩永委員のお尋ねです。18 歳以下の児童の数は、当初予算時はここに書いてあります 171 と 184 の 355 人が当初予算、これが 530 人と 280 人合わせて 810 人、455 人の増ということでございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** すみません。書いてありました。ごめんなさい。あと、26 ページの説明の中で、増額の予算なんだけど、その中に事業者の計画中止ということも説明があったと思うんですけど、間違いないでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。はい。委員さんおっしゃられるとおり、事業者の事業の整備の中止ということも含まれております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、そのほか、よろしいですか。はい。

議案第 94 号令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 1 号）について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは、続きまして議案第 94 号令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第 1 号）についての説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。それでは議案第 94 号令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算について御説明をします。資料は資料 1、お配りしている資料 1 の 11 ページ～13 ページとなっております。13 ページを御覧ください。佐治町におき

ましては、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しておりまして、令和6年3月末現在の高齢化率は56.3%と高くなっており、通院に対する負担感が大きくなっております。また、近年の大雨や大雪、交通手段の確保など、診療所への通院が困難な場合もあることから、悪天候等に左右されることなく診療を受けていただく環境を整えていくことが必要となっている状況です。

この事業は佐治診療所に医師用のパソコンや持ち出し用のタブレットを整備しまして、医師と患者をタブレット、または患者自身のスマートフォン等でつなぐことで、オンライン診療が可能な環境を整えるものです。これによりまして、悪天候時の診療機会の確保や患者自身の移動負担の軽減はもとより、副次的には感染症流行時の院内感染リスクの低減や佐治診療所の経営改善などによる地域医療の維持などにも期待ができるものと考えております。

事業費としましては48万1,000円です。財源内訳として国の補助金32万円、その他として繰越金16万1,000円を充てることとしております。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい、ないようですので次に行きます。

議案第95号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）について（説明）

◆**星見健蔵委員長** 議案第95号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第2号）についての説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。それでは議案第95号令和6年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算について説明させていただきます。説明は事業別概要で行います。事業別概要の93ページになります。93ページの下段を御覧ください。介護給付費準備基金積立金です。補正額1億9,471万円です。これは介護保険制度の安定的な運営のために予期せぬ介護給付費の増大などに備えまして介護保険料の余剰分ですとか、基金の運用利息を基金に積立しているものです。

続きまして94ページ上段になります。国庫支出金等過年度分（介護給付費等）です。補正額は4億7,460万5,000円です。これは令和5年度の介護給付費の事業実績によりまして、国・県・支払基金からの交付金の額の確定に伴い生じた返還金となります。それぞれ国の返還額が2億8,611万9,516円、県の返還額が8,001万5,329円、支払基金の返還額が1億847万975円です。

続きまして下段を御覧ください。国庫支出金等過年度分（地域支援事業費等）です。補正額は3,965万9,000円です。これは令和5年度地域支援事業の事業費実績により、国・県・支払基金からの交付金の額の確定に伴い生じた返還金となります。それぞれ国の返還金が1,719万5,409円、県の返還金が974万6,567円、支払基金の返還金が1,271万6,812円となっています。

続きまして95ページの上段を御覧ください。一般会計へ繰出しについてです。補正額は8,024万6,000円です。これは令和5年度の介護給付費と地域支援事業の実績によりまして、一般会

計繰入金の額の確定に伴い生じた充当残額を一般会計に繰出すものです。内訳ですが、介護給付費分として5,760万3,553円、事務費分として962万1,205円、低所得者保険料軽減分として15万5,800円、地域支援事業分として1,506万512円、地域支援事業手数料分として3万9,600円、重症的支援体制整備事業費分としましては不足額が生じたので、223万4,772円の不足額が生じたので、それ以外の充当残額から差し引いた額を補正額として計上しているものです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や、字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして、議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について説明をお願いします。西垣課長。

○**西垣隆司生活福祉課長** はい。生活福祉課西垣です。それでは附議案の5ページから説明をさせていただきます。それでは議案第103号につきまして、所管に関する部分について御説明いたします。先ほど補正予算の際に御説明いたしました、法改正により進学準備給付金の名称が進学・就職準備給付金という名称に改められたことに伴い、条例別表中の進学準備給付金の文言を進学・就職準備給付金に改めるものでございます。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。それでは同じ資料で、保険年金課に属する部分を説明させていただきます。改正の目的ですが、現行の健康保険証が廃止されることに伴いまして、鳥取市国民健康保険の被保険者の特別医療費助成に関する申請などの事務についてマイナンバーの情報連携により、資格を確認するため所要の整理を行うものです。改正の内容は（1）を御覧ください。特別医療費助成の手続におきまして、申請の受理、その審査及び受給資格書の交付事務を行う際に、現在は申請者から健康保険証を提示していただくことにより保険の資格情報を確認していますが、現行の健康保険証が廃止された以後はマイナンバーによる連携で、保険の資格情報を確認することとなります。マイナンバーの連携には外部の団体等々、特定個人情報のやり取りをする情報連携と内部、今回、市長部局内でやり取りをする庁内連携がございます。このたびは庁内連携を行うことができるよう定めるものです。施行期日は令和6年12月2日としています。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

議案第108号鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関わる人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして、議案第 108 号鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関わる人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について説明をお願いします。松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。それでは議案第 108 号につきまして、説明させていただきます。説明は同じく資料の 2 の 7 ページで行います。資料の 2 の 7 ページを御覧ください。今回の条例改正の理由ですけれども、介護保険法施行規則の一部改正によりまして、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とするための所要の整理が行われました。これに伴いまして、本市の関係条例を改正するものです。条例改正の施行期日ですが、省令等の改正が同じく行われていまして、省令改正におきまして経過措置が設けられまして、最長令和 7 年 4 月 1 日まで猶予されているところですので、本市の包括支援センター等への周知期間を取りまして、このたび令和 6 年 10 月 1 日から条例の施行期日として定めております。

詳しい改正の内容につきましては、次の 8 ページに図を示しておりますので、8 ページで説明させていただきます。今回の改正ですけれども、令和 4 年度に社会保障審議会介護保険部会の意見を受けまして、包括支援センターの人材確保が困難な状況を踏まえて行われたものです。現行は包括支援センターには、第 1 号被保険者、資料では高齢者となっておりますが、およそ 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護専門員の 3 職種を原則として配置するというようにされております。今回の介護保険法施行規則の改正によりまして、この今までの配置基準は存置しつつ、市町村の判断によりまして、複数圏域の高齢者数を合算して 3 職種を地域の実情に応じて配置することが可能とされたものです。これに伴いまして、このたび市の判断での柔軟な配置ができるように条例を改正するものです。

資料の真ん中辺にあります図を御覧ください。丸い図です、左側がこれまで、右側が今後条例改正を可能となる状況を表しております。左側を御覧ください。A 市で 6,000 人の高齢者がいる A B C 圏域の 3 か所の包括支援センターごとに 3 職種の職員が各 1 名ずつ配置されている図になっております。これが今後右側に、右側を御覧いただきますと圏域ごとではなくて、A 市全体の高齢者の人口、例示では 1 万 8,000 人になりますが、1 万 8,000 人に応じて各包括支援センターに配置する 3 職種の職員をいろいろ組み合わせて配置されている様子が描かれています。こういうふうに柔軟に 3 職種を A 市内で組み合わせて配置できる状況になるということで改正を行われたものです。

この場合は各包括支援センター間では情報共有ですとか、総合支援を行いながら A 支援事業をするということになっています。本市においては、現在、各包括支援センターの圏域ごとの高齢者数に応じて、これまでの基準どおり 3 職種を配置して運営しているところですが、今後こうした事象が発祥した場合に対応できるように、今、具体的な手法等を検討しているところでございます。そのほか介護保険法施行規則の改正によりまして、センターに置く職員の常勤換算の基準ですとか、主任介護支援専門員としてみなすことができる職員の資格要件の緩和など、包括支援センターの人材確保の困難な状況に対応する改正が併せて行われたところです。

説明は以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第109号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について（説明）

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第109号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について説明をお願いします。池上次長。

○**池上朱美次長兼保険年金課長** はい。保険年金課池上です。それでは議案第109号鳥取市国民健康保険条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。説明資料は資料2の14ページ～16ページとなりますが、14ページを御覧ください。改正の目的ですが、国民健康保険法の一部改正及び国からの通知に伴いまして、被保険者証及び国民健康保険料に係る所要の整理を行うものです。改正内容としましては2点あります。まず、1点目は、条例第22条国民健康保険料の徴収猶予についてです。鳥取市国民健康保険料の納付が困難な場合には、徴収猶予の制度がございます。納付が困難な場合とは、納付義務者がまず1つ目に、災害により財産に相当な損失が生じた場合、2つ目に、自業を廃止し、または休止した場合、3つ目に、事業に甚大な損害を受けた場合など、これと同様な理由の場合とされております。現在は御本人からの申請によりまして納付できないことが認められる金額を限度として、6か月以内の徴収猶予ができることとなっております。このたびの改正は現在の徴収猶予の程度に加えまして、急患等として保険医療機関や保険薬局を受診された被保険者が、認知症など判断能力が不十分かつ身寄りのない方の場合については、保険料を支払うことができるようになるまでの期間として、最長で1年の徴収猶予ができるよう定めるものです。

2点目ですが、条例第25条、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則についてです。令和6年12月2日に現行の健康保険証が廃止されることに伴いまして国民健康保険法第127条第1項に定められている被保険者証の返還を求める行為がなくなることから、これに応じないものに対する過料の規定が削除されるため、本市の条例について同様に整理するものです。施行期日は令和6年12月2日、ただし、第22条徴収猶予の規定については令和6年10月1日としております。

資料の16ページを御覧ください。ここに経過措置としまして、改正後の第22条徴収猶予の規定につきましては、令和6年度分の保険料のうち、令和6年10月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用することとし、第25条罰則の規定については施行期日である令和6年12月2日より後に行った行為について、健康保険証の有効期限までは施行期日以後も適用されることとしております。説明は以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

議案第113号鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（説明）

- ◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第113号鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更

についてを説明をお願いします。池上次長。

○池上朱美次長兼保健年金課長 はい。保険年金課池上です。議案第113号鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明をさせていただきます。説明資料は資料2の17ページ～19ページです。17ページを御覧ください。これは鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により本市議会の議決を得るためのものです。改正内容は、現行の健康保険証が廃止されることに伴いまして広域連合規約における被保険者証及び資格証明書を資格確認書等へ改めるものです。施行期日は令和6年12月2日です。説明は以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様の中で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。はい。

その他の報告

鳥取市地域福祉推進計画等について

◆星見健蔵委員長 それではその他の報告に入ります。鳥取市地域福祉推進計画等について説明をお願いいたします。山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内でございます。そうしますとその他の報告ということで、鳥取市地域福祉推進計画等について御説明をさせていただきます。資料のほうは先ほどまで見ていただいておりました資料2の20ページになります。よろしく願いいたします。資料説明をいたします前に、すみません。ちょっと訂正をよろしくお願いをいたします。（1）策定の概要の2行目に書いてございます（平成30年度）からとなっておりますのは、31年度からの間違いでございます。30年度は策定の作業をした年でございました。申し訳ございません。あと、同じく（1）策定の概要の下から3行目にあります4行目からちょっといいますと、第5次鳥取市地域福祉活動計画までが正しくて、その後に地域福祉計画が載っております。ここの部分の削除をよろしくお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

そうしますと説明のほうに入らせていただきます。この鳥取市地域福祉推進計画、これはタイトルにもございますように、第3次鳥取市地域福祉計画・第5次鳥取市地域福祉活動計画、鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画、鳥取市再犯防止推進計画、これを総称して鳥取市地域福祉推進計画と申しております。現在、本市と鳥取市社会福祉協議会はこの第2次の鳥取市地域福祉計画と第4次の鳥取市地域福祉活動計画を一体的に作成をし、いろいろと推進をしまっておりまして、本計画は社会福祉法に規定される計画でありまして、令和3年度にはこの社会福祉法等の改正に伴いまして、中間見直しを行いました。1つは、重層的支援体制整備事業の実施に関する計画を盛り込んだこと、もう1点は、再犯の防止等の推進に関する法律に規定されております地方再犯防止推進計画をこの見直した地域福祉計画に内包するといったことを行っております。今年度に策定を予定しておりますこれらの計画なんですが、これは令和7年度～12年度までの6年間の計画とする予定でございます。また、先ほど申しました中間見直しで内包いたしました重層的支援体制整備事業実施計画と再犯防止推進計画、これも引き続きこの計画に内包していく予定としております。

それで（２）の計画の位置づけと他の福祉計画等との関連性ということで、ちょっと表のほうを御覧いただきたいと思います。まず、鳥取市には鳥取市総合計画、そして鳥取市創生総合戦略、これが一番上位の計画と位置づけておりまして、この中で鳥取市地域福祉計画というものを策定いたします。この鳥取市の地域福祉計画には、いわゆる福祉に関するこの表にあります介護保険の計画であったり、障がい者に関する計画であったり、子供の計画、それぞれの計画については個別の計画というような位置づけも行っております。また、右側の鳥取市社会福祉協議会のほうが作成します鳥取市地域福祉活動計画、ここを一体的に作成をいたしまして地域福祉推進計画というふうな体系にしております。また、鳥取市が定めております様々な計画との関連、整合ということで、協働のまちづくりの基本方針、地域防災計画、人権施策の基本方針、これらの計画との整合を連携も図っていくという形で考えております。

3番策定のスケジュールです。すみません。この資料にはちょっと書いてなかったんですが、まず、令和5年度にこの地域福祉に関する市民の意識調査というものを行いました。また、今年度に入りましてから、地域福祉に関する様々な団体、22団体に対しまして地域福祉課、あるいはそれぞれの所管をする課のほうと共同で聞き取りのほうも行っております。そういったものを踏まえまして、今現在、地域福祉推進委員会というものを開催し、いろいろ検討をしているところでございます。

予定といたしましては、今この地域福祉推進計画第3回まで終わりました。あと、残りの4回、5回というような形で素案等の作成をしていき、令和6年12月～1月にかけて市民政策コメントを実施したいと考えております。その後、鳥取市の社会福祉審議会のほうに諮問・答申いただきまして、令和7年3月には計画の策定ということで、今、向かっているという状況でございます。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本件について委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 今、3回まで地域福祉推進委員会が終了したということですが、議会にはいつの時点で内容というか、触れて報告いただけるんでしょうか。意見を出す機会はあるんでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** すみません。説明を漏らしておりました。議会の皆さんにつきましては、12月の議会の際にはほぼ素案というような形でまとめ上がるこのパブリックコメントというような形のものと、できました段階で12月議会のほうで御説明させていただきたいと考えております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。12月議会に報告いただいて、意見が言えると、併せて、今年度今まとめておられるものがあるいろんな団体から聞き取りをされて、具体的に今の地域福祉よりもこういう点を前進させたいと思っているとかいうような今、考え、皆さんから聞き取りが終わったところで思っておられるというところがあるのかなのか、そこら辺ちょっと内容に触れて教えてください。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。先ほども説明いたしましたいろんな団体、22団体に聞き取りをさせていただきました。共通していただいた意見としてはそれぞれの団体のいわゆる役員さん、お世話しとられる方が高齢化ということもあってなかなかそういった担い手不足ということはどの団体さんも共通した事項だと思われます。あと、そういった地域でみんなが寄りやすいそういった場所がつくってほしいなといったような意見もいただいております。まずは、団体さん自体が持続可能な活動になるようにといったことを前提としながらそういった団体さんが連携できて地域福祉と一緒に考えていけるというようなことをつくっていく必要があるというふうなことを感じております。

また、市民意識調査につきましても少し分析を行いました。災害を例に取りますと、災害時にみんなが助け合える地域になるためにはどうしたらいいですかというような、少し質問もさせていただいたんですが、やはり日頃からの挨拶や声かけや付き合い、こういったものが一番大事だということで、パーセントが高かったです。あと、地域の支援や配慮が必要な人の把握、こういったことも必要だというようなこともございました。あと、いろんな地域の活動に参加していらっしゃる方の自治会の加入率との関係とかも少しクロス集計したりしました。やはりいろんな地域の活動に参加していらっしゃる方は、自治会にも加入しておられるというような結果も分かりました。やっぱりいろんな地域福祉、災害に限らずですね、いろんな地域でのこういった活動を進めていこうと思うと、やっぱり普段からのそういった隣近所、あるいはそういった地域でのつながりというようなものがやっぱり大事なんだろうなということを感じましたので、そういった点をこの地域福祉推進計画の中では少し盛り込んでいきたいと、進めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。私も今年、福祉保健委員会で重層的支援などについて視察も行いました。それで、そういう中でやっぱり次の認知症にも関わってくるかもしれないけど、いろんな調査・研究の中で、これは進めていこうっていう、こういうものをつくる機会を利用して福祉制度を前進させてきておられるっていうのを感じました。ぜひ、また、意見も言わせていただきますが、声をしっかり生かしていただいて福祉が進む、すみません。具体的じゃなくって、前進するような中身につくっていただきたいなと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、よろしいですか。はい。

鳥取市認知症施策推進計画（仮称）について

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして鳥取市認知症施策推進計画仮称について説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。それでは続きまして同じ資料の2の、続いて21ページを御覧ください。鳥取市認知症施策推進計画について現在の取組状況等について報告いたします。この計画は令和6年1月の国の共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行を受けて、ワーキンググループを立ち上げまして取組を進めているところです。ワー

キンググループでは、メンバーである認知症の御本人さんですとか、その御家族、認知症地域支援推進員、事業者などからワーキンググループのメンバーから意見を聞いたり、対応をしたりしながら施策の立案を行っているところです。計画期間ですが、令和7年～令和11年の5年間としております。これは国の計画の見直しの期間に合わせたものですが、今年度から3年間で期間として策定しました本市の第9期の介護保険事業計画・高齢者福祉計画等の整合性を図っていきたいと考えているところです。

次に、2に基本的施策、市民理解の推進ですとか、生活におけるバリアフリー化の推進といったような基本施策の項目をお示ししております。こういった項目に沿いまして、ワーキンググループ等で具体的な施策の内容等に関する御意見等いただきながら計画づくりを進めているところです。

3のスケジュールのところですが、これまでワーキンググループを立ち上げまして、これまでと引き続いて11月までに5回のワーキンググループを開催する予定としております。その後12月に市民政策コメントを実施しまして、1月に市の社会福祉審議会に諮問・答申、3月に計画を策定するというスケジュールで進めていく予定です。この計画につきましても12月の市民政策コメントでお示しする素案を12月の委員会のほうで御報告させていただきまして、御説明させていただく予定としております。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 坂根です。計画の進捗についてですが、隣の20ページの地域福祉推進計画の中に、仮称として鳥取市認知症施策推進計画というのが上がっております。これも7年から、そして認知症の今、仮称の推進計画、これも7年からとなっております、この2つの委員会の連携は、今どうなってるのかということについてお伺いしたいと思います。

◆**星見健蔵委員長** 松本課長。

○**松本 縁長寿社会課長** はい。長寿社会課松本です。この地域福祉推進計画の策定委員に長寿社会課ですとか、地域包括支援センターの職員、所長が入りまして、会議のほうで皆さんと一緒に検討を進めながらしているところです。一方で、認知症のこの推進計画のほうには地域福祉推進計画の委員さんは来られてはないと思うんですけども、そちら側ではなくて、長寿社会課と包括支援センターの職員が地域福祉推進計画、こちらのほうが大きな計画になりますので、そちらのほうに参加して情報共有といいますか、連携を図りながら進めているところです。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。先ほど長寿社会課長がお話したとおりなんですが、先ほど地域福祉推進計画の策定に参考にとということでいろんな団体のほうの聞き取りもさせていただく中で、認知症御本人の家族の会の方とか、御本人さん、そういった方にもいわゆるいろんな意見の聞き取り等もさせていただいておりますので、そういった部分でも、この認知症施策の推進計画といったのも整合性が図られるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。お互いの委員会が同時進行で行われているので、地域福祉推進計画にこの認知症の推進計画がどういうふうにきちんと位置づけられるのかと、ここがちょっと心配したところでしたけれど、それはきちんとできているということで理解しました。2つ目の質問をさせていただきます。

◆星見健蔵委員長 はい、どうぞ。

◆坂根政代委員 はい。認知症の御本人の方等がよく言われるのは、やはり国が出した基本方針にはそれぞれの当事者がきちんと人として認識をされて、そして地域で暮らしやすい社会をつくるということが一番の願いだということを言っておられます。そういう意味でいうと、この社会参加の機会の確保等ということが3点目に上がっておりますが、私はやはりここで言う具体的などういうところに社会参加ができる場所ができてくるのか、または、市民の理解の増進のところで言うと、特に身近な地域の人が支え合っていくというこういう姿が必要になってくると思うんですが、この辺については、今段階ではどのような意見なりが出ているのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。このワーキンググループで、認知症御本人の方の発言っていいですか、自分のことを話すというようなところを重視しておりまして、テーマとしましても、どんなことが生活の中でいいと思われましたかっていうような感じで御質問をして、それについてグループでいろいろお話をさせていただく、例えばそういうことをしております。それで、社会参加についてお話をされるというよりも、その発言の中で、こういったところで社会参加といいますか、地域の中でいろいろできるのかなというようなところを拾いながら施策のほうを考えているところでして、今、すみません。取りまとめをしている段階でして、具体的にというところで行きますと、認知症本人同士が会って仲間を増やすとか、経験や工夫を暮らしに生かしながらやりたいことが挑戦できるというような、周りの環境を整備するにはどうしたらいいのかなというところが、例えば施策にといいますか、考えているんですけども、その中では皆さんからの声としまして、認知症同士の方が出会うことがよかったとか、そういったことを通じて、いろんなほかの方と出会えた、認知症になってもまだやれると思ったというところとか、これは認知症の方というわけではないですけども、運転免許を返納したけど、バスの定期券を購入している人などに行けるようになったとか、そういった御意見を今、取りまとめながら進めているところです。

それで、この計画につきましては、これまでの市の計画とは、もうちょっと柔らかい、分かりやすい表現でつくりたいなと考えているところでして、そういったところを特徴的につけて、皆さん、どんな方でも読んで理解できるような内容にしたいと思って取り組んでいるところです。すみません。まだちょっと具体的にはお話しできません。申し訳ないです。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。当事者の声を聞きながら、そしてその当事者同士が情報交換をしながら、よりその内容を精査しながら確保等に努めていくというこうい

うことで理解しました。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。はい。

障害児通所支援事業所に係る障害児通所給付費返還金について

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして障害児通所支援事業所に係る障害児通所給付費返還金について説明をお願いします。枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。それでは障害児通所支援事業所に係る障害児通所給付費返還金につきまして御報告いたします。資料は資料2の22ページ、一番最後のページになります。御覧ください。合同会社ル・リアンという会社が運営しておりました指定障害児通所支援事業所、こちらは河原町にありましたオレンジという事業所と気高町にありましたレモンという2か所の放課後等デイサービス事業所に係る案件となりまして、事業所につきましては令和5年8月31日をもって全て廃止をされましたが、この法人によります不当・不正行為に係る不正請求が判明いたしまして、令和5年11月に支給済みの障害児通所給付費の返還請求を行っておりました。その後、この法人が令和6年1月に破産手続を開始したため、本市としましては裁判所へ債権の届出を行っていたところであります。本件、このたび8月20日に法人の破産が確定いたしまして、返還金に係る配当額が決まりましたので御報告をさせていただきますものになります。

まず、1です。返還請求を行っておりました障害児通所給付費は督促手数料を含めまして844万7,055円となります。次に2、債務整理に係る本市への返還金の配当額ですが、262万931円ということになりまして、未収金は582万6,224円となっております。3の返還金発生の経緯ですが、令和5年6月～8月にかけてまして指導監査室による監査が実施され、加配児童指導員、保育士等の不足ですとか、児童発達支援管理責任者の未配置などに係る不正請求が判明いたしました。9月21日に聴聞が実施された後に10月23日付で不当・不正行為認定通知書の送付を行い、11月28日付で給付費の返還請求を行ったところであります。4の破産手続開始後の経過ですが、本年1月15日付で法人の破産手続が開始されまして、債権者集会を経て破産管財人によります債務整理が行われ、配当金が決めた後に先月8月20日に破産が決定をいたしました。

5の今後の予定ですが、この未収金582万6,224円につきましては、今年度の未収金といたしまして、令和7年3月末に不能欠損処理を実施させていただく予定としておるところでございます。説明は以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様でこの件につきまして質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。致し方がない事案なのかなというふうには思ってるんですが、もう少し説明をお願いをしたいと思って挙手をさせていただきました。まず、返還金発生の経過のところ。その指導監査室が9月の21日に聴聞を行っております。この聴聞の際に、1つは今後のこの施設の運営なりについて、この辺はどういう方向性なりだったのか、どういう感触を持っておられたのか、ここをまず教えていただきたいと思います。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。先ほど坂根委員のほうから9月21日に行われました聴聞会に対してどのような事業所の方向性があったのかというような御質問だったと思います。実は、端緒を申し上げますと、これは市民の方から情報提供ございまして、それで3回ほど監査に入りました。それで、監査に入ったんですが、この事業者は、その監査途中に廃止届を出されました。ですので、こちらとしては不正事実不当行為についての事実認定をした上で行政処分を行う予定でございましたが、その途中で廃止届を出されたために、我々としては行政処分を下すことができなくなりました。それで、結局その聴聞の折にはもう既に事業所が廃止なった状況でございまして、そこの事業所に利用されておられました児童等につきましては、ほかの事業所に引継ぎがなされまして、利用者の方に対しては不利益を被ることはございませんでした。

ですので、今回につきましてはその9月21日の聴聞会におきまして不正事実の認定を行いました。事業者につきましても、今回の例えば勤務実績の不正な記録、それから虚偽の報告、それにつきましては自分たちとしてはそう思ってたんですけども、事実は認めますというふうなことで、この不正につきましては了解をいただいているところでございます。説明がちょっと足りませんが以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。では、廃止届は9月の21日以前に廃止届というのが出されたということでしたか。もう一度確認します。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 廃止届が出されたのが7月2日でございました。ですので、通常廃止届を出す場合は1か月前に提出されなければならないということになっておりますので、7月2日ということで事業所から廃止届が提出されたようでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。次の質問です。11月28日に返還金の請求を行っておられます。この請求を行ったときに、廃止届はされましたが、この事業所からは何らかのリアクションなりがありましたか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。10月23日に不当・不正行為の認定があった後に、この行為に係る返還金を計算いたしまして、11月28日に返還請求を行ったところです。当日は手渡しによりまして代表者の方にお渡ししたところではありますが、若干この破産手続に入られるというような感触はちょっと感じたということは聞いております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。私が少し感じておりますのは、この破産手続に入るだろうというような感じもあったというようなことですが、実際どういうふうに、じゃあ、この破産手続がされて、具体的にこういうふうになっていくのかという、この前に鳥

取市として打つ手だてがなかったんだらうか、または、そういう仕組みを今後はつくり出す必要があるのではないか、どういう仕組みなのかということは私もまだしっかりイメージができておりませんが、こういう事例が今後も起こり得るであろうということを想定をして、廃止届が出されたところに対しての返還金請求をどのようにしていくのか、または、もう破産だということになった場合には、いち早くどういう手はずを取って実際のこの請求をきちんと返してもらえるようになるのか、そういう仕組みをつくっていくということが求められているのではないかということをお話をさせていただきたいと思います。その辺もちょっと検討していただければということによって要望しておきたいと思います。もう1つ、委員長、質問よろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 ちょっとこの件でよろしいですか、答弁を。

◆坂根政代委員 ごめんなさい。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。坂根委員おっしゃられましたとおり、破産になりまして事業所が廃止されるという事態に陥ったときに一番困るのは利用者の方々になります。今回の場合は、ほかの事業所に全員移ることができましたけども、なかなか慣れない環境でというような負担を与えることになります。その一方で、また加算を取っているにもかかわらず、その加算の条件を満たしていないなど、そのサービスの質がしっかりとされるということも大事だと思っております。

指導監査室のほうでそれぞれ指導監査を行って、事業者の方と実際の基準との相違がないことをまずは日々やっていくのと併せまして、こういった事態になったときには過誤調整といまして、返還金をどばっとお願いするのではなくて、運営をしながら返していただくと、そういったところも事業所の方と調整、協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 すみません。今回は事実確定する前の廃止届が出されたということで行政処分ができなかったということでございますが、この防止策といたしまして、監査に入る段階で、これは限りなく黒に近い、要するには不正を働いているということが明らかかな場合は、実は聴聞予定通知書なるものを先に発出をさせていただきまして、相手方に出すことによってこれ以降に例えば聴聞会を開くまでの間に廃止届を出された場合は、これ指定の取消しになりますよというふうな法律の仕組みはございます。

ですので、極力黒に近い場合については、事実確定が相当性に高い、これは不正が働いているということが相当高い場合に関しては聴聞予定通知書を早めに発出させていただいて逃げ得といえますか、そういうことにならないように、こちらとしても対応を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございました。まず、それぞれの課で連携をしながら、その当事者の方々がきちんと生活の安定ができるような、そういうようなこと、そしてまた、事業

運営に関する手だてというところをきちんとしていただくようお願いをしたと思います。今回このル・リアンというところの事例がこういうふうに出されたわけですが、昨年度も何件か返還請求をされています。上がってないということは、それは順調に返還をされたと理解してよろしいでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。今のところ順調にお返しをいただいているというところでございます。以上です。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、よろしいですか。はい。

請願・陳情

令和6年請願第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願について（質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして令和6年請願審査に入りたいと思います。令和6年請願第4号訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願の審査に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 今回ですね、この請願書とともにアンケートの結果というのがつけられたものが配布されています。このアンケート自身はどこがお取りになったアンケートなのか教えてください。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。そのアンケートにつきましては、

◆星見健蔵委員長 執行部は多分ノータッチだと思いますんで、紹介議員さんを通じて出されたものだと、タブレットにも入ってございましたけど。はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。請願者から出されたものだというふうに理解したらいいということでしょうか。

◆星見健蔵委員長 だと思います。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい。どうですか、この件につきまして御意見等、はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 訪問介護費の引上げ撤回、介護報酬引下げの再改定を早急に求めるという請願です。それで、全国でも去年、訪問介護事業所、今年に入っても廃止になっているところが増えてきているという新聞報道を見たりしました。この市内の令和5年、6年の訪問介護事業所の廃止や、あるいは廃止の理由についてつかんでおられるところがあれば教えてください。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 先ほどの岩永委員さんの御質問でございますが、訪問介護事業所の令和5年度、それから6年度の新規・廃止状況でございますが、令和5年度につきましては新規が2事業者、それから廃止が2事業者ございまして43事業者、現在ございます。そ

れで、それから6年度につきましては、本年8月末時点におきましては新規2件、それから廃止は1事業者でございました。それで、その廃止1事業者の廃止した理由でございますが、職員の高齢化及び人材不足によりまして事業継続が困難というようなことが理由でございました。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 確認です。令和6年は、廃止は1事業者、理由は職員の高齢化や人材不足ということで現在の訪問介護事業所の実態を表しているものだと思います。訪問介護の今回の報酬改定で利益率が低いんだということが請願の中でも言われています。それで、実際に今回の報酬改定に当たって、厚労省が去年の11月に実態調査やっています。その中でやっぱり訪問介護の事業所の利益率7.8%というふうに高い数値が出てるけれども、それはほかの介護事業所の平均が2.4%、そこに比べると高いと、だから削るんだという論理できてるわけですけど、実際は、同じ建物のところに訪問してるサービス事業所の利益率と、それから鳥取やなんかで遠いところに行っている事業所の利益率とは、同一のところに訪問しているそういうサービス事業所は9.9%と、高いと。

ところが、そうじゃないところ、そういうところに行っていない事業所のところは6.7%というふうに低い数値が出ているというのが厚労省の実態調査でも数値としてちゃんと出ているわけですね。それで、やっぱりそういうところを見たり、それから改めて、今回、報酬改定なってるんだけど、よく実態を調べて再度検討をしていかなければいけないという国会での決議も出てるわけなので、今回出てきてる、そこら辺をやっぱりしっかり見ていく必要があるじゃないかなというふうに私は思います。はい。

◆星見健蔵委員長 ということは、

◆岩永安子委員 私は意見を、はい、今。

◆星見健蔵委員長 ということは、まだ継続的に議論していく必要があるという。

◆岩永安子委員 皆さんの意見をいろいろ聞かせていただきたいなと思います。

◆星見健蔵委員長 それで、後半の委員会もあるわけですので、

◆岩永安子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 そういう、後半の委員会ですっきり議論してということですか、考え方は。

◆岩永安子委員 皆さんの意見も聞かせていただきたいというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 はい。

◆岩永安子委員 それから、もう1つ言えば、介護報酬、加算がね、やっぱり取りなさいと、事業所は加算を取りなさいというふうに指導としていろいろ厚労省は言うみたいですけど、本当にその加算が取れるのかなってところの、やっぱり調査や研究っていうのはすごく必要じゃないかなというふうに思います。非常に複雑な加算になっているので、そこら辺は山形室長なんかはどういうふうに思われるのか意見を聞いてみたいです。はい。

◆星見健蔵委員長 山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 岩永委員さんが、確かに今回の報酬改定に伴って報酬単価が引下げになってるっていう、これは事実でございます。それに伴いまして事業所がどのよう

な形で経営といいますか、運営していくかということは、これは各事業所が考えていただくというふうなことになると思いますが、これに対して、例えばこれを回復するような形で国会に求めたりとか、その要望。

処遇改善でございますか。手続とかそういうものにつきましては、現在は処遇改善につきましては一本化されまして、今年度につきましては14段階の処遇でなっております。それで令和6年9月1日現在につきましては、訪問介護事業所は43事業所中取得しておりますのが、処遇改善を何らかのしているものが42事業所ございます。ですので、97%、大方100%に近いんですが、大体全てのところが処遇改善につきましては取得していただいているというふうに理解しておりますが、1事業者につきましては、まだ加算を取っていただけていないようですので、引き続き指導していきたいというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 今、山形室長答えていただいて、今年度3つの処遇改善加算が一本化されたんですけど、その一本化された加算取得状況が先ほど言われた42事業所という理解でよろしいですか。はい。分かりました。

◆星見健蔵委員長 山形室長、マイクで答えてください。山形室長。

○山形孝史地域福祉課指導監査室長 はい。そのとおりでございます。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。私はこの請願に賛成という意見を述べたいと思います。私自身、もう母親亡くなりましたけど、訪問介護を受けておりました。本当に助かりました。やはり家族介護だけではどうしても過重となる。そんなときにこの訪問介護があるということは、本人もですし、家族もですし、やはりこの生活を行う上で、また、精神の良好性という意味でもとてもいいものだというふうに思いました。それで、ただし、この訪問介護が引下げになった背景には、やはり大手事業所の、本来は行かなくてもいい時間帯まで行ったりというような、そういう報告があって、そういうことを基にしながら引き下げられたと。本来、そこで言うと、その事業所への、これは不正報告になるんだよという、本来はその処分のほうがよかったんじゃないかと思っているんですが、そういう背景があって、こういう、今に来てるというふうに私は理解してるんですね。

そういうところから見ると、本来はこの訪問介護を行う人たちの、やはりその仕事の認知を下げてしまう。やはりこの誇りというものを傷つけてしまうような、そういう処置が今なんではないかというふうに思ってるんですね。もう1つは、その下げられたことによって事業所がやはりうまく回らない。今の岩永さんは処遇のアップの問題ということを言われましたが、このアンケート、本当によく取っとなさるなと思いながら見させていただいて、その処遇の一本化されたというところについては、やりやすくなったという、この事業、業務がやりやすくなったという、こういう評価が結構多く事業所も答えておられます。しかし、それは事業のやり方であって、業務のやり方の問題であって、全体的なやはり事業所が運営をしていくというベースにはなっていない。ですから、働く者、訪問介護をする人をもっと増やそう。国は施設ではなくって、やはり在宅でということ言ってるわけですから、その方針に従ってやると訪問

介護者を増やしていくということは、私はとても大事なことで、それで増やそうと思ったら、やはりきちんと、処遇を下げるのではなくって、それを引き上げて事業所が回るようにしていくということがとても大事なことだというふうに思いましたので、私は賛成という立場です。

ただ、岩永さんが言われたように、皆さんがどう思っておられるかということ意見を交わしながら後半のところできちんと審議していただければと思っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。本年の6月定例会で同じような意見書からの、出ていたと思うんですけども、訪問介護の基本報酬の単位に関しては確かに下がっているのんですけども、処遇改善加算については高い加算率となっていて、このときに反対討論の中の公明党の浅野議員の討論の中でも申し上げていますけれども、処遇改善加算については今回の改定で高い改定率となっていて、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等によりまずは14.5%から経験技能がある職員の配置による最大24.5%まで取得できるように設定しているということと、あと、この訪問介護における特定事業所の加算見直しというところで、中山間地域等における継続的なサービス提供やみとり期の利用者などの重度者へのサービス提供を行っている事業者を適切に評価する観点から報酬区分や改定要件、人材要件、重度者等対応要件を見直しているということから、訪問介護の改定全体としてはプラス改定となるということで、基本報酬だけとれば確かに下がっていますが、全体からすればプラス改定になるということでありますから、今回のこの請願についてはどうかなとは思っております。

ただ、いろんな意見を出してというお話でありましたので、私は不採択とは思っておりますけれども、はい。

◆星見健蔵委員長 継続して、審議をさらに継続して審議をしていくということですね。

◆谷口明子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。よろしいですか。ということで今日結果を出すのではなしに、もう少しやはり議論を重ねながら最終的な決断をしていくということで、それでは9月20日の後半の委員会で改めて皆さんの御審議をいただくということにしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

令和6年陳情第6号 物価高騰に見合う年金額に引き上げるために、年金積立金の活用も含めた検討を行うことを求める意見書提出についての陳情について
(質疑・討論・採決)

◆星見健蔵委員長 それでは続きまして令和6年陳情第6号物価高騰に見合う年金額引き上げるために年金積立金の活用も含めた検討を行うことを求める意見書提出についての陳情について審査を行います。この件について委員の皆様から御意見等ございますか。ございませんか。岩永委員。

◆岩永安子委員 昨年の9月議会で物価高騰に見合う年金額の引上げを求める意見書を上げました。それで、ここに陳情理由でありますように、年金額は2.7%増額したけども、物価上昇率3.2%を上回る増額にはならなかった。むしろマイナス0.5%という結果になったと、そういう

状況の中で、引き続き物価高騰に見合う年金額の引上げを求める陳情が出されたというふうに理解しております。それで、併せてやはり求めていくに当たって、財源も年金積立金の活用も含めた検討を行うということを、活用も含めた検討も行ってみてほしいという陳情だというふうに理解しております。

先日の8月22日の朝日新聞に、厚生年金の積立金を使って基礎年金底上げを本格検討してはどうかという記事が出ておりました。今年度かけて検討するというような中身だというふうに理解をいたしました。検討しての結果ちゅうのはどうなるかちゅうのは分かんのですが、やはりそこに財源を求めていかないといけないんじゃないかというのも、こういうところでも出て考えられているんだなというふうに思って記事を読みました。活用も含めた検討を行うということについては、1つの方法として考えてほしいという意見書を上げるっていうのは方法なんじゃないのかなというふうに思っております。

◆星見健蔵委員長 そのほか、谷口委員。

◆谷口明子委員 はい。谷口です。この陳情の件名にあります年金積立金の活用も含めた検討を行うことということでありますが、年金積立金の活用ということがとてもどうかなと思うところでありまして、それで、確かにというか、実質、差があるということはあるのですが、将来世代が受け取る年金のことを考えましたら、この積立金というのはとても重要なと思います。それで、年金が実質目減りするという報道もありましたけれども、苦しい思いをされているかとは思いますが、将来世代が受け取る年金が、今よりも目減りが大きくなっていくことが懸念されるということで、それを抑えるためにもその積立金の活用というのは本当に難しいんじゃないかなと思っております。

それで、最後の3行のところの年金減額ありきの適用は凍結し、直ちに年金額を引き上げるときですというふうにありますが、今回、定額減税ということで、国民皆さんにプラスになることもしておりますし、また、低所得者の方には給付金という形で給付もしておりますので別途その目減りになって困っていらっしゃる方に対しては手当もしているところでもありますので、将来のことを考えましたら積立金を活用するというのは難しいことではないかなとは思っております。それで、はい。ですので、後半の委員会で、また、審議してというのは思いますが、はい。以上意見です。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 先ほど岩永委員のほうから、昨年9月と言われました、2月です、2月議会ですね、定例の。これ同じくこの内容としては同じようなことですが、年金積立金の活用も含めてということがちょっと検討が入ったもので、物価高騰に見合う年金額の引上げということで同じ提出者の全日本年金者組合のほうの支部長さんのほうから、支部長名前変わっていましたがね、これは昨年のちょうどコロナ禍のちょうど終わりの頃のときに、いろいろ議論した案件でございまして、内容はほとんど一緒でもあります。あと、年金積立のその活用ちゅうことがちょっとありますけど、もう少しちょっといろいろ検討してその間の支援制度やいろいろ支援制度もありますし、その辺の。先ほども谷口委員の話もありましたが、低所得者の支援体制やいろいろありますし、年金のほうもある程度アップはしてますので、現実下がって

いるわけではない、上がつとるということ、上がつとることは上がつとるようすし、物価も比較すれば物価についてはどの程度の物価なのか17%も20%もあるところもありますし、品目によっては。いろいろなことがあるんでその辺も状況を見ながら、もう少し、じゃあ、後半の20日の委員会で議論できたらと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 私も後半の委員会でということに賛同します。ただし、私が感じたのは年金も上がってきている、また、若者に対しての将来的なことも考えないけんとか、さっきの様々な手当をしてきているじゃあないかとか、様々ありますが、手当についてはコロナ禍支援であったり、物価高騰に対する支援という、こういう補助金から出ているわけですよね。じゃあ、これ切れたらどうなるんだと、こういうこともちょっと考えていかなければならない今の状況があります。

それで、実際はやはりこの物価の上昇率というところ、これやはりよく報道等でもこのパーセントが言われていますので、最低限やはりこれは確保するということが今後は求められていくのではないかなと思っています。それで、ただ、その年金の積立金の活用というところを今回議論に上がってくるのかもしれませんが、これも含めた検討ということですので、これだけを指しているわけではないということで私は理解をしております。後半のところ、また、継続審議ができればと思います。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほか、岩永委員

◆岩永安子委員 はい。後半の委員会の審議でも構わないんですが、その年金者組合からぜひ資料で出されていたものの中に、ぜひ、自分たちの考えていることを聞いてほしいと。この陳情に対する説明をさしてほしいという意見も文章の中にありました。そういう場を設けて意見交換をするのか、陳情者の思いを聞くということだけにとどめるのか、それは皆さんの御意見ですが、そういう場を設定してもどうだろうかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

◆星見健蔵委員長 はい、ただいま岩永委員のほうから提出者の説明を求めるといいますか、話を聞く機会ができればという御意見がございました。皆さんのほうでこの件についていかがでしょうか。当然、その話を聞くということになれば、次の委員会の審査をする前に聞くということになるわけですよね。だから、それはどうですか、皆さん、その件について話を聞くことについては。はい、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 これだけ文書やいろいろ、説明文章もありますしね。十分その思いは書いてあるというふうに思いますけど、その辺は。来ていただいてその話をしても同じことだと思いますけど、内容は、思いはね。特に必要はないのかなという気がします。

◆星見健蔵委員長 いかがいたしましょうか。それでは採決したいと思います。もし、要請が出た場合には来ていただいて話を聞くということに賛成の方、2名ということ。それで、あえてもう文章も、もうこと細かく提出されておるんで、もうこれを読むだけで十分相手の気持ちは分かるし、あえて出席を求める必要はないということに賛成の方、はい。3名ということであくまでもこの資料、それから提出者の陳情の文面審査ということにしたいというふうに思います。それでは後半の委員会での改めての審査ということがほとんどの御意見だったというふう

に思いますので、9 月 20 日の後半の委員会で改めて審査をしていくということで結果を出していきたいというふうに思います。はい、長時間にわたりまして御審査をいただきました。それでは以上をもちまして福祉部を終わりたいと思います。大変お疲れさまでした。

午後 12 時 0 分 休憩

午後 12 時 59 分 再開

【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 午前に引き続きまして健康こども部に入ります。議案説明に入ります前に、竹内健康こども部長より御挨拶をいただきたいと思います。竹内部長。

○竹内一敏健康こども部長 はい。健康こども部長の竹内です。よろしくお願いします。最初はお断りですけども、長井保健所長、午後から感染症の今日検査の日でございまして、そちらの対応に当たりますので今日欠席させていただきます。御了承ください。はい。それでは健康こども部に係る今定例会の議案 4 件について御説明いたします。まず、議案第 93 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）の内容としましては、児童手当拡充に要する経費として 7,857 万 6,000 円、それから市立保育園空調設備の修繕に要する経費として 1,892 万 1,000 円、病院群輪番制病院の設備整備に要する経費として 664 万 6,000 円など、総額で 1 億 1,869 万 5,000 円の増額補正を提案しております。また、指定管理施設であります鳥取市気高保健センターについて施設職員の処遇改善に係る人件費増加分を追加するため、令和 7 年度～令和 9 年度までの指定管理に係る債務負担の限度額について提案しております。

続きまして附議案が 3 件、議案第 103 号は鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について提案させていただくものであります。議案第 117 号、議案第 118 号の業務委託契約の変更については、それぞれ豊実保育園・倉田保育園改築事業の業務委託契約内容の変更があったため、議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長、所長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議案第 93 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算（第 3 号）について（説明）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第 93 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分について執行部より説明をお願いいたします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。議案第 93 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算所管に属する部分について御説明させていただきます。事業別概要書 28 ページ上段になります。児童手当費です。児童手当につきましては国の制度改正により、令和 6 年 10 月分以降より変更になります。変更内容としましては支給対象児童がゼロ歳から中学校終了までから高校生年代までの児童を対象とすること。また、所得制限をなくして支給することになります。また、支給金額につきましても 3 歳未満一律 1 万 5,000 円から第 3 子以降は 3 万円、3 歳から高校生年代、第 1 子、第 2 子、1 万円、第 3 子以降 3 万円に改正されます。また、多子加算につきましては、現在の高校生年代までを見直し、大学生に限らず 22

歳年度末までの上の子どもについて親等の経済的負担がある場合をカウント対象といたします。このたびの補正予算要求は7,857万6,000円です。それで内訳につきましては制度拡充分の勸奨通知の印刷経費8万円、法改正の公務員分のシステム改修費の負担として水道局分26万4,000円、市立病院分11万円、東部広域行政管理組合分13万2,000円、扶助費として主に多子加算分について当初予算で計上していなかった分及び直近の支給状況による今後見込みとして扶助費が7,799万円、合計7,857万6,000円を要求させていただいております。

財源としましては、国費が2億1,536万円の増額、県費6,689万4,000円の減額、一般財源6,989万円の減額となっております。これは制度改正に伴い、財源の見直しも行ったものです。

なお、新たに受給対象となる方への申請勸奨として10月上旬、現在の受給者に対しましては10月中をめどに個別通知を行う予定としております。こども未来課、以上です。

◆星見健蔵委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。それでは幼児保育課の所管に係る事業について説明をさせていただきます。事業別概要書28ページ下段を御覧ください。市立保育園運営費でございます。市立のひかり保育園に設置のマルチエアコン、こちら1台の室外機に複数の室内機をつないで使用するエアコンでございます。こちらのマルチエアコンのほうは4系統ございますが、そのうち、保育室、事務室、給食室に対応している3系統におきまして今年4月～5月にかけて室外機のガス漏れや基盤の故障が発生いたしました。当該設備は園舎建設時の平成17年に設置されたものでございまして、部品の調達が不可能であったことから設備の更新費用としまして1,892万1,000円を計上するものでございます。

財源の内訳につきましては地方債が1,890万円、残り2万1,000円が一般財源となっております。なお、夏場を間近に控えた状況でございまして、気温上昇時における安心・安全な園の運営を確保するため早急な設備更新が必要であったことから既決の予算で既に執行済みでございます。

続きまして29ページ上段を御覧ください。私立保育園業務効率化推進事業費でございます。地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育士の業務負担の軽減を図り保育士が働きやすい環境整備を行うことで保育を支える保育士の確保につなげ、私立保育園の安定した経営に資することを目的としております。事業の内容としましては、社会福祉法人にじ色会が運営します賀露みどり保育園、こちらと学校法人ひかり幼稚園が運営いたしますひかりのこ保育園、この2園におきます登校園管理や各種帳票作成などを行える業務支援システムの導入に係る経費の一部を各法人に補助するもので94万1,000円を計上しております。財源内訳は66万9,000円が国庫補助金、27万2,000円が一般財源となっております。

続きまして29ページ下段を御覧ください。過年度分国県支出金等返還金でございます。内容としましては子育て支援センターを対象といたしました地域子育て支援拠点事業に係る重層的支援体制整備事業交付金の実績による額の確定に伴います令和5年度分の国・県への返還金として268万円を計上しております。内訳は国への返還金が134万円、県への返還金が同じく134万円となっております。幼児保育課の説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田です。事業別概要書の30ページ上段を御覧ください。妊娠・出産包括支援事業費として846万5,000円を計上しております。これは生後1歳未満の産後ケアが必要な母子を対象として、宿泊型の母子ショートステイ、日帰り型の母子デイサービス及び訪問型の母子アウトリーチを行い、保健指導や育児相談、育児手技等のケアを病院や助産所施設等に委託して提供する産後ケア事業の利用者の増加に伴う実績見込みに応じた委託料の増額をお願いするものです。

本事業の8月末現在の実績としましては、母子ショートステイが143件、前年同期で77件でございます。母子デイサービスが132件、前年同期が67件、132件のうち、6か月以上児の利用につきましては10件でございます。母子アウトリーチが28件、前年同期がゼロ件で、合計303件で前年同期144件となっております。今年度実績を763件合わせて見込んでおりまして、令和5年度の実績は439件となっております。財源内訳としましては、国・県の補助が、国が母子保健衛生費補助金の妊娠・出産包括支援事業費補助金で337万4,000円、それから県の産後ケア利用料無償化事業補助金で171万6,000円です。一般財源が337万5,000円となっております。こども家庭センターの説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 光浪副所長。

○光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課光浪です。事業別概要書31ページ上段をお願いいたします。物価統制令により入浴料金の統制を受けている一般公衆浴場の、経営の安定化を図るため、対象施設4浴場に対して当初予算で運営費の助成を行っているところですが、この助成に加えまして原油価格、電気代高騰分に対する助成を行い、公衆浴場の適切な管理運営の確保を図るものです。また、対象浴場が行う省エネルギー施設設備整備費に対して一部助成を行うものです。

事業の内容ですけれども、原油価格、電気代高騰分への助成については、昨年度も鳥取県の取組と協調して実施をしておりましたが、令和6年度において県が3か月分を助成されることから、これに併せて市においても対応をするものです。対象浴場は宝温泉、木島温泉、元湯温泉、日乃丸温泉になります。原油価格高騰分につきましては、対象浴場に対し、令和6年4月～6月までの使用量に1リットル当たり31円の価格上昇分を支援することとしております。この31円につきましては、5年度と同じ助成額となります。また、電気代高騰分につきましては、1浴場当たり令和5年度の使用実績により年間使用分が5万キロワットアワー以上10万キロワットアワー未満は7万5,000円、5万キロワットアワー未満は2万5,000円を助成することとしております。補助額につきましては、年間対象額の3か月分相当となっております。これらの補助内容につきましては、県が今年度実施される補助事業の内容に準じております。補正額としましては両方合わせまして56万4,000円です。

また、②のほうですけれども、省エネルギー施設設備整備に対する助成についてですけれども、このたび合名会社元湯温泉において配湯熱交換器の導入により施設の省エネルギー化を図る予定のため、整備費の一部に補助を行うものです。この整備に係る経費は430万円の見込みで、この事業の補助対象経費の上限が200万円、補助率は2分の1ですので、補正額として上限の100万円を計上しております。①②合わせまして補正額の合計は156万4,000円で、財源

は全て新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金となります。保健総務課説明以上です。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。事業別概要の31ページ下段を御覧ください。病院群輪番制病院設備事業費でございます。これは救急医療を実施する医療機関の体制整備に係る経費でございます。救急医療を実施する医療機関が当番日における第二次救急医療施設として必要な診療機能及び設備機能の確保のため、医療機器の新規購入、更新に要する経費に対して補助金を交付するもので、財源は国・県・市が3分の1ずつとなっております。今年度の補助額は鳥取赤十字病院に対しまして657万9,000円となっております。

なお、本事業は各事業者の総事業費に対する割合で補助額が決まるものではなく、国からの配分額と県内の補助金要望事業者数により県の配分額が決まるために事業者の負担が生じております。また、令和元年度～3年度までの医療施設等設備整備費補助金における消費税及び地方消費税に係る収入控除税額確定に伴いまして、県への補助金返還額が6万7,000円ございます。これら2つを合せました664万6,000円を補正予算として計上しとります。以上です。

◆星見健蔵委員長 西尾課長。

○西尾靖子健康づくり推進課長 健康づくり推進課西尾です。事業別概要書32ページ上段をお開きください。施設管理費です。これは指定管理施設であります鳥取市気高保健センター職員の人件費の処遇改善に係る経費について補正をお願いするものです。本市では人事院勧告、地方自治法の改正によりまして、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当を支給しているところですが、施設管理職員の人件費につきましても処遇改善を行いまして、施設の運営体制の強化とよりよいサービスの提供を図ってまいりたいと思います。処遇改善に係る人件費分、指定管理料になりますけれども、補正額は90万2,000円を計上しております。財源は新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金となります。

併せまして、債務負担行為の概要について続けて御説明させていただきたいと思います。事業別概要書の69ページを御覧ください。指定管理者制度に基づき、指定管理者に委託する鳥取市気高保健センターの管理運営費についてでございます。気高保健センターの管理運営につきましては、令和5年度から株式会社さんびるに委託をしております、令和9年度までの債務負担については既に議決をいただいているところでございます。先ほど、本年度の指定管理施設職員の人件費の処遇改善に係る歳出予算について議説明させていただきましたけれども、こちらは令和7年度以降の債務負担、人件費の追加分の債務負担について願するものです。

これまでの関連する取組の欄を御覧いただきたいと思います。こちらに現行の指定管理料と変更後の指定管理料をお示ししております。現行の令和7年度の指定管理料は3,606万3,000円で、変更後の令和7年度の指定管理料は3,723万7,000円、単年度で117万4,000円の増額を予定しております。人件費追加分の債務負担の期間としましては、令和7年度～令和9年度の3か年、令和7年度と同様に令和8年度、9年度も同額の指定管理料を増額しております。単年度の指定管理料の増額分が117万4,000円ですので、かける3年分で352万2,000円の限度額を計上させていただいております。財源としましては全て一般財源となります。

今後の取組、スケジュールとしましては、本議会におきまして議決をいただきましたら、変

更基本協定書と変更年度協定書の締結を10月に行いたいと考えております。議案第93号健康こども部の所管に属する部分についての説明は以上となります。

◆**星見健蔵委員長** はい、それぞれ説明をいただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいでしょうか。はい。

議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について説明をお願いします。小野澤局長。

○**小野澤裕子局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。議案第103号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改定について御説明をさせていただきます。附議案の5ページ、説明につきましては本日配布の福祉保健委員会説明資料の8ページ、9ページになります。この条例改正の必要となった経過といたしましては、令和4年度より不妊治療が医療保険適用となりましたが、一部の治療につきましては保険適用とならないため、自費診療となっております。県では自費診療となる治療に対して独自の制度を設けて助成を行ってまいりました。この制度となってから2年が経過し、保険適用回数上限に達したことにより、自費診療を希望されることが見込まれることから、今年度より新制度を開始しています。

この新たな制度では、診療経費に対して助成を行った後の自己負担額が自分の医療保険制度による高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合に、上回る額の2分の1を助成する制度です。この制度でマイナンバーの情報連携の必要性につきましては、申請者の保険区分確認のため、限度額認定証の提出が必要となりますが、国民健康保険加入者の情報につきましては、マイナンバーカードによる保険内容の確認が可能であることにより、このたびの条例改正を行うものです。資料の令和6年度以降の自費診療助成の概要というところに庁内連携というところで、庁内連携の同一期間内の他の個人情報利用事務実施者ということで、これが国民健康保険の情報を庁内で共有するということとなりますので、こちらのほうに該当します。変更内容につきましては9ページのところの新旧対象表のところで、条例第4条個人番号の利用範囲の別表2に追加を行うこととしております。説明のほうは以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様から聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第117号業務委託契約の変更について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第117号業務委託契約の変更について説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。幼児保育課濱田です。議案第117号の業務委託契約の変更について説明させていただきます。附議案45ページと資料は福祉保健委員会説明資料10ページ、

こちらを御覧ください。これは豊実保育園改築事業田中建設・シグマ・山陰冷暖・本間設計特定建設工事共同企業体を契約の相手方といたしまして、令和 4 年 12 月 28 日付で締結いたしました豊実保育園改築事業業務委託契約について、本年 6 月定例会において補正予算を計上し、議決をいただきました賃金水準及び物価水準の変動に基づく請負代金の増額に係る契約内容の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては 3 億 7,730 万円の契約金額を今年度実施する解体・外構工事に係る費用について 529 万 2,100 円増額いたしまして、3 億 8,259 万 2,100 円に変更するものでございます。なお、本工事の工期は令和 7 年 1 月 31 日までとなっております。現在は旧園舎の解体が完了いたしまして、外構工事を行なっているところでございます。説明は以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。本件につきまして聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいですか。

議案第 118 号業務委託契約の変更について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第 118 号業務委託契約の変更について説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。幼児保育課濱田です。それでは議案第 118 号の業務委託契約の変更について説明させていただきます。附議案は 47 ページ、資料は福祉保健委員会説明資料 11 ページを御覧ください。こちらは倉田保育園改築事業田中工業・山口・西日本・白兔特定建設工事共同企業体を契約の相手方といたしまして、令和 4 年 12 月 28 日付で締結いたしました倉田保育園改築事業業務委託契約につきまして、本年 6 月定例会において補正予算に計上し、議決をいただきました。先ほどと同様ですが、賃金水準及び物価水準の変動に基づく請負代金の増額に係る契約内容の変更を行うものでございます。

変更の内容につきましては、3 億 2,670 万円の契約金額を今年度実施する解体・外構工事に係る費用について 321 万 2,000 円増額いたしまして、3 億 2,991 万 2,000 円に変更するものでございます。なお、本工事の工期は令和 6 年 9 月 30 日までとなっております。現在は外構工事が最終段階に入っているところでございます。説明は以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。委員の皆様で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいでしょうか。はい。

そのほか何かございますか。よろしいですか。それでは以上をもちまして、福祉保健委員会を終了します。大変お疲れさまでした。

午後 1 時 26 分 閉会

令和 6 年 9 月定例会 福祉保健委員会

(議案説明、その他の報告、請願・陳情審査)

日 時：令和 6 年 9 月 9 日 (月)

午前 10 : 00～

場 所：本庁舎 7 階 第 1 委員会室

福 祉 部

(10 : 00～)

1 議案【説明】

- ・ 議案第 93 号 令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 3 号)【所管に属する部分】
- ・ 議案第 94 号 令和 6 年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 95 号 令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算 (第 2 号)
- ・ 議案第 103 号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第 108 号 鳥取市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例及び鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- ・ 議案第 109 号 鳥取市国民健康保険条例の一部改正について
- ・ 議案第 113 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

2 その他の報告

- ・ 鳥取市地域福祉推進計画等について (地域福祉課)
- ・ 鳥取市認知症施策推進計画 (仮称) について (長寿社会課)
- ・ 障害児通所支援事業所に係る障害児通所給付費返還金について (障がい福祉課)

3 請願・陳情【質疑・討論・採決】

<請願（新規）>

- ・ 令和6年請願第4号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出を求める請願

<陳情（新規）>

- ・ 令和6年陳情第6号 「物価高騰に見合う年金額に引上げるために、年金積立金の活用も含めた検討を行うこと」を求める意見書提出についての陳情

健康こども部

（福祉部終了後）

1 議案【説明】

- ・ 議案第93号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）【所管に属する部分】
- ・ 議案第103号 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
- ・ 議案第117号 業務委託契約の変更について
- ・ 議案第118号 業務委託契約の変更について